

(平成24～25年度支援)

原状回復事業事例：長崎県佐世保市破砕物等事案

事案の類型	産業廃棄物処理業者におけるシュレッダーダスト等の不適正処理		
事案の場所	長崎県佐世保市		
行為者	長崎県佐世保市 A社 代表者B		
規模及び種類	投棄面積；約1,400m ² 投棄量；約4,350m ³ シュレッダーダスト、シュレッダーダストを含む農業用ビニール及び廃プラスチック類等		
支障のおそれ	当該廃棄物は重金属等を含有しており、廃棄物の飛散による土壌汚染が生じるおそれがある。		
対策工の概要	当該シュレッダーダスト等については、重金属が含有していることから、全量撤去し、市の施設で焼却処分した。		
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量	5,674.2m ³ (2,475.2t)	
代執行費用	43,129,305円		
支援した資金額	15,159,000円		

代執行前



【事案概要】

A社は、平成14年に産業廃棄物処分許可（選別）を取得し、当該事業場にてシュレッダーダスト等を受け入れて処分を行ってきた。A社は、当該シュレッダーダストを選別後、廃プラスチックの油化を行う事業者へ引き渡していたが、平成17年2月には大量に廃棄物を堆積させ、市から改善指導を受ける状況にあった。

市は、平成17年7月に改善勧告を、平成18年3月に改善命令を発出したが、改善命令が履行されなかったため、平成19年2月に産業廃棄物処分業許可の取消処分を行った。

その後も、平成21年12月、平成23年5月、平成24年9月に改善の履行を求める催告書の発出や報告徴収を行ったが、改善には至らなかった。また、平成24年2～3月に行った環境調査の結果からは、残置された廃棄物には鉛等が含まれていることや周辺の土壌から環境基準値を超過する鉛が検出された。

このため、市は平成24年10月、1法人、1個人に対して措置命令を発出したが是正措置が取られなかったため、平成24～25年度に行政代執行により支障の除去を行った。

代執行後

